

豊前市農業委員会議事録



- 1 招集日時 令和元年7月10日 10時00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5号 空き屋に付随した農地の指定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 9名
欠席 3名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	欠
6番	内藤 憲士	欠	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 湯越 恵子

小木戸 幸江

開 会 の 宣 言

事務局 只今から令和元年7月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中9名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は5番山崎廣美委員と、7番柏木伸夫委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は8件でございます。7件は所有権移転に関するもので、残り1件は利用権設定に関するものです。
「議案第1号、通り番1から8を、議案書をもとに朗読」全8件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 通り番1について説明いたします。
通り番1について、譲渡人■■■■■は大分県日出町に在住で、■■■■■は佐賀県鳥栖市に在住です。■■■■■と■■■■■は農地の管理が出来ないとのことで申請農地を譲受人■■■■■に売買するものです。■■■■■と■■■■■は親戚関係にあり■■■■■の豊前にある納屋を使用してもらい規模拡大するものです。場所は山田郵便局の道を挟んだ向かいの農地です。間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

12番委員発言 通り番2について説明いたします。
通り番2について、譲渡人■■■■■の農地は譲受人■■■■■が以前より管理しており、■■■■■より購入してほしいとの要望をうけて購入するものです。場所は■■■■■の自宅に隣接する農地です。間違いありません。宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

12番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、申請農地は空き家に付随した農地として指定を受けている場所です。譲渡人[]の父が当初宅地を購入して住んでいましたが亡くなったため、今回譲受人の[]に売買するものです。[]はほとんどの農地を畑として利用しており今回購入予定の農地も畑として利用するものです。場所は大村小学校の付近の農地です。間違いありません。宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

10番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、場所は三毛門のセブンイレブンの北側の農地とニューいずみの南側の吉富町との境付近の農地です。譲渡人[]は中津に在住で管理ができないとのことで、譲受人[]に売買するものです。間違いありません。宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

8番委員 三毛門233番と234番についてですが、現況が原野になっているが、どうするのですか。

局長 購入して農地とするようです。

事務局 その農地は今後ほ場整備として取り込む予定の農地です。

8番委員 わかりました。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

3番委員発言 通り番5と6について続けて説明いたします。

通り番5について、場所は豊前病院の向かいの農地です。譲渡人[]は高齢で耕作管理が出来ないので[]に

売買するものです。

通り番6について、場所は同じく豊前病院の向かいの農地です。貸付人 [REDACTED] の農地を借受人 [REDACTED] が1年契約で借りうけ周辺一帯を耕作するものです。間違いありません。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番5と6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番7について、地元委員の説明をお願いします。

通り番7

10番委員発言 通り番7と8について続けて説明いたします。

通り番7について、場所は荒堀の社会福祉法人恵光園の北側の農地です。譲渡人 [REDACTED] は上毛町に在住で耕作管理が出来ないので譲受人 [REDACTED] に売買するものです。

通り番8について、場所はしまむらの店舗の裏の縦長の農地です。譲渡人 [REDACTED] の農地を譲受人 [REDACTED] が購入し果樹を植栽するものです。 [REDACTED] の宅地は農地に隣接しており特に問題ないものと思われまます。間違いありません。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番7と8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から8は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から8について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は角田八幡神社の北側の農地です。申請者の[]は自宅の駐車場と庭及び進入路として利用するために申請をしています。申請農地はほ場整備地区外であり、集落と接続のある農地であるため特に問題ないものと思われま。間違いありません。よろしくご審議お願いいたします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

8番委員 駐車場と庭と進入路で1,000㎡以上も必要なのですね。

5番委員 申請農地は段になっています。うち3筆は進入路として使用、うち1筆はすでに庭として利用、残り1筆は駐車場として利用しています。以前より使用していたので、今回始末書を提出してもらい転用申請を行いました。現状をみると水路も無いので、市と協議するようお願いしています。

8番委員 面積全体が駐車場とか進入路とかではないのですか。

5番委員 法面も入っている。市道から自宅までの進入路としてですが、距離があります。

7番委員 登記田ですよ。農家住宅などありましたが、面積要件などありましたかね。

局長 いまは農家住宅等その条件はありません。4条申請ですので地目は雑種地になります。今回は進入路である敷地が30～40メートルほどあります。

8番委員 わかりました。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。
「議案第3号、許可申請の通り番1から4を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

10番委員発言 許可申請の通り番1について、説明いたします。
通り番1について、譲渡人 [] の農地を譲受人 [] が購入し、太陽光発電設備を設置するものです。場所は三楽の折戸池の横の農地です。申請地は都市計画法で規定する用途地域内であり特に問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

5番委員 太陽光発電システムについて価格を下げて豊前市では色々な場所で転用申請をしています。どこの自治体の農業委員会も申請はあっていると思います。農地の有効活用から良いことだとは思いますが、産業廃棄物の処理等は大丈夫なんでしょうか。特に山間地（山の斜面等）の片づけなどは大変ではないでしょうか。

局長 農業委員会は農地法に基づく手続きをしますが、周囲の農地に影響を及ぼさないようにどのように管理していくのかなどを今後見守っていかないととは思いますが、お互いに協力し今後のことを考えていかないとはいけません。

5番委員 太陽光発電システムで光害という裁判になったケースもあります。

局長 経済産業省が今年度見直しを行うとのことで、駆け込みで転用申請がなされてます。

9番委員 株式会社EPサポートは以前より太陽光発電設備設置事業を行ってましたか。

局長 関係はしてきていますが、購入は初めてです。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

3番委員発言 許可申請の通り番2、3、4について続けて説明いたします。

通り番1について、譲渡人 [] の農地を譲受人 [] が購入し宅地造成後3棟の建売住宅用地として販売するのものです。場所は久路土の深町池の南東側の農地です。集落に接続して建設される建売住宅であるので特に問題ないものと思われます。

通り番3について、場所は梶屋から森久を通る市道沿いの農地です。譲渡人 [] の農地を譲受人 [] が購入し6棟の建売住宅用地として販売するのものです。 [] は不動産業をおこな

っております。上水道引き込みであり、浄化槽を設置します。集落に接続して建設する建売住宅であるため、特に問題はないものと思っております。

通り番4について、場所は新しく建築された[REDACTED]に隣接する農地です。貸付人の[REDACTED]は[REDACTED]をしており、今回その農地を事業拡大で、多目的広場及び運動場として利用するために貸借するものです。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第3号の通り番2から4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から4は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から4について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第5号 空き家バンクに付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案5号の空き家バンクに付随した農地の指定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号については原案通り

可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって7月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和元年7月19日

議長

松本 亮己



5番委員

山崎 廣美

7番委員

松本 伸久



松本

山崎

榎本